

東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン

平成 19 年 3 月 14 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改正

令和元年 6 月 20 日改正

本ガイドラインは、本学に所属する教員、研究員、技術職員、事務職員、研究生、大学院生、学部学生など研究に携わるすべての者（以下、「本学研究者等」という。）が尊重すべき事項を示し、東京農工大学憲章及び東京農工大学研究者行動規範に基づいて、本学研究者等の活動の信頼性と公正性とを高めることを目的として定める。

1. 定義

- 1) 「研究」とは、研究の立案・申請・実施・発表・報告・審査等に関わるすべての活動を含む。
- 2) 「研究者等の倫理」とは、研究に関わるねつ造、改ざん、盗用、不正使用など社会規範から著しく逸脱した不正行為を防止し、研究に関して社会的模範となるような行動の規範をさす。

2. 法令の遵守

- 1) 研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

3. 研究の立案・申請

- 1) 研究の実態とかけ離れた誇大な成果を掲げて、審査員を虚偽やレトリックで欺く研究計画を立案・申請してはならない。
- 2) 研究の立案・申請に当たっては、書類等に記載する業績等を偽造・ねつ造してはならない。

4. 実験の安全管理

- 1) 実験に際して、機器、装置、薬品等を用いる場合は、十分な知識を持って自らの健康と安全を確保すると共に、指導的な立場にあってはその教育にも留意しなければならない。
- 2) 実験の過程で生じた廃液、使用済み薬品・材料等は、自然環境に悪影響を与えないように処理しなければならない。
- 3) 放射線や病原性微生物を扱う実験、遺伝子組換え実験、動物実験等、高度な知識を要するものについては、関連の法令と諸規定を遵守し、十分な知識を持って自らの健康と安全を確保すると共に、指導的な立場にあってはその教育にも留意しなければならない。

5. 情報・データの適正な取り扱い

- 1) 研究の必要に応じて収集した資料、情報、データ等の保存に関しては、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理と処置を講じなければならない。
- 2) 研究成果の発表の基礎とした資料、情報、データ等は、契約等による期間又は十分に説明責任を果たすことのできる適切な期間保存しなければならない。
- 3) 人間に関わる行動や心身に関わる個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合には、インフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法をわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- 4) 研究のために収集した個人情報及びデータは、本学のプライバシーポリシーに則り、個人

が特定されないように十分に配慮するなどして適切に取り扱わねばならない。

6. 補助金及び受託研究費等の適正な執行

- 1) 研究の推進にあたり、研究費は適正に執行しなければならない。また、研究費の不正使用に関する指示または荷担など、一切の不正行為にかかわってはならない。
- 2) 科学研究費補助金などの外部資金として獲得する研究費は、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関連する諸規定を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。

7. 研究成果の発表・報告

- 1) 研究成果の発表・報告に際しては、存在しないデータを作成するねつ造、データを都合よく加工・変造する改ざん、他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する盗用を行ってはならない。
- 2) 先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。
- 3) 同一の研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿してはならない。
- 4) 論文の共著者は、当該論文の完成に意義ある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者全員であり、またその範囲に限るものとする。単なる儀礼上の連名者や、原稿の内容についての質問に回答できない者は避けなければならない。
- 5) 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の利用にあたっては明確な同意を得なければならない。
- 6) マスコミ等に研究成果を発表する際には、明確な研究成果に基づいて行うものとし、契約等により必要な場合は、適切な手続きを踏まえなければならない。

8. 公正な審査

- 1) 学内外の研究助成金や補助金の審査、又は、学会誌、研究誌等に掲載される論文の審査・査読にあたっては、対象者に予断を持つことなく、評価基準、審査綱領等に従って、公正で公平な審査を行わなければならない。
- 2) 助成金、論文等の審査・査読によって知り得た内容を、不正に利用してはならず、また、他者に漏らしてはならない。

9. 利益相反

- 1) 産官学連携活動等において、利益相反による弊害を生じさせ、本学の社会的信頼を損なうことがないように十分注意しなければならない。
- 2) 受託研究及び共同研究の実施に際しては、委託者、共同研究の相手との利害関係が相反することによる弊害の発生を回避するよう努力しなければならない。

10. 研究倫理教育

- 1) 研究者等の倫理に関する知識定着のため、研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

以上